

## サザンヒルズ桜坂住宅用地分譲要領

### 第1 分譲の条件等

- (1) 売買契約の翌日から4年半以内に竣工するよう住宅を建設しなければならない。
- (2) 売買契約の翌日から5年間、町の承認なく分譲地を他に譲渡し、又は土地に抵当権の権利の設定をしてはならない。
- (3) 上記(1)、(2)及び契約条項に違反し、町が買い戻したときは、売買代金の20%相当額を違約金として徴する。
- (4) 買戻しの特約
  - ① この所有権移転登記には5年間の買戻し特約を付記する。
  - ② 上記(1)、(2)及び契約条項に違反したときは、売買代金から(3)に定める違約金を控除した額で買い戻す。この際、その売買代金には利息は付さないこととする。また、分譲対象者が支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。
- (5) 購入予定者となっても、令和2年7月14日(火)までに売買契約を締結しない場合、又は売買代金を令和2年7月31日(金)までに支払わない場合は、購入予定者の資格を失う。

### 第2 申込の方法

#### (1)申込者の資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 分譲宅地に自ら居住する住宅を建設するために宅地を必要とする者。
- ② 売買契約の日の翌日から4年半以内に住宅の完成ができる者。
- ③ 安田町内外を問わず、分譲宅地に住民登録できる者。
- ④ 町税等の滞納がない者。
- ⑤ 自治組織へ加入し住民同士の交流が図れる者。
- ⑥ 暴力団員等でない者。

#### (2)申込に必要な書類

- ① 分譲申込書
- ② 住民票の写し(入居予定者全員のもの)
- ③ 源泉徴収票又は所得証明書(すべての入居予定者の総収入額を証する書類)
- ④ 居住市区町村発行の完納証明書(入居予定者全員のもの)
- ⑤ 暴力団員等でない誓約書及び同意書(入居予定者全員のもの)

#### (3)申込の注意事項

- ① 申込は、1世帯につき1件とする。(申込者と入居予定者が同時に申し込むことはできない。)
- ② 申込書に虚偽の記載または不正な申込み(二重申込みを含む)をした場合は、その申込みは無効とする。

#### (4) 申込受付期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)  
午前8時30分～午後5時15分(土、日を除く)  
郵送の場合は、令和2年6月30日必着

#### (5) 申込受付場所

安田町役場 経済建設課

### 第3 購入予定者の選考方法

- (1) 日時 令和2年7月5日(日) 午後1時30分
- (2) 場所 安田町地域ふれあいセンター
- (3) 方法 公開抽選とし、申込者がくじを引く順序を決めるくじを引き、次に当選順位を決める本くじを引く方法により当選者を決定する。  
ただし、申込者が1名の場合は、当該申込者を購入予定者に決定する。

### 第4 契約及び売買代金の支払い等

- (1) 購入予定者となった者と令和2年7月7日(火)から令和2年7月14日(火)までに、売買契約を締結する。売買契約に必要な費用は、購入者の負担とする。
- (2) 売買代金の支払期限は、令和2年7月31日(金)とする。

### 第5 所有権移転登記の時期及び諸費用

- (1) 所有権移転登記は、売買代金が全額納入された後、直ちに行う。
- (2) 登記手続きは安田町が行い、登記に必要な一切の費用は購入者の負担とする。

### 第6 継続募集の実施

今回の募集において、応募がない場合、又は購入予定者となる者がいない場合は継続募集とし、別途定める時期以降、先着者(所定の手続きがとられた場合)を購入予定者に決定する。

### 第7 了解事項

- (1) 建築物の外壁等の面は、道路・隣接境界から1.0m以上離すものとし、事前に建築図面を町に提出し確認を受けるものとする。
- (2) 分譲地への高層建物(10m以上)及び地下室の建築、又は大樹木の植え込みはできないものとし、その他生垣等を設置する場合は周囲の環境に配慮すること。
- (3) 敷地の地盤調査等は購入者が行い、地盤高等敷地内の形状を変更する場合は、購入者において周辺関係者の同意を受けて行うものとする。
- (4) 分譲地内の電柱及び電線等は移転撤去できないものとする。
- (5) 騒音、振動、悪臭、ばい煙等公害発生のおそれのある施設、設備の設置を禁止する。